

第4節 子育て支援団体等インタビュー調査

本市のこどもや子育ての支援に尽力いただいている団体、主任児童委員から、日頃の活動でこどもや子育て家庭と接する中で感じることや課題点などについて、計画策定の参考とするため、グループインタビュー形式で聞き取り調査を実施しました。なお、インタビュー実施前にWEBアンケートによる事前アンケートも行っています。

1 実施概要

- 開催日時
令和6年5月27日(月)午前10時から12時00分
- 開催場所
保健福祉センター3階 団体活動室2・3
- 参加者(13名)
 - ・こども食堂:4団体(7名)
 - ・学習支援団体:2団体(3名)
 - ・主任児童委員:3名

2 結果の概要

生活が困窮していると思われる子育て世帯の動向

- 「ずいぶん増えた」「増えた」との回答。【事前アンケートより】
- 食材配布希望者が増えている。生活状況が変わったことによる影響と思う。【こども食堂より】
- 学習支援で、応募者が増えている。定員がほぼいっぱい状況。【学習支援団体より】

気になる子ども・家庭と接した経験

- 「服装や髪など身なりが不衛生」「精神的な不安定さがある」「学力が低下している」「学校を休みがちなようである」との回答。【事前アンケートより】
- 乳幼児のいる保護者が疲れている様子や、特に一人目の子育てでは発育を気にしている方に会うことがあるとの回答。【事前アンケートより】
- 外国にルーツを持つ家庭のこどもなど、学校行事等にも参加がない。【学習支援団体より】
- 学習支援の場には来られるが、学校に行っていないこどもがいる。【学習支援団体より】
- 「死にたい」と言ってきた高校生のこどもがいたことがある。【主任児童委員より】

行政・団体・市民の連携

- 他の団体や機関と情報をやりとりすることが「ほとんどない」との回答。【事前アンケートより】

- 「ご近所の方などからも情報を得ている」との回答。【事前アンケートより】
- 活動団体と行政がどう関わっていくかが重要。その連携が希薄である。【学習支援団体より】
- 活動の周知案内など、学校との連携が取りにくい。【学習支援団体より】
- 幼児は保健師、虐待が疑われる時は家庭児童相談室、学校でのことや不登校は教育相談室に相談している。【主任児童委員より】
- 他自治体では、一人のこどもの課題に関わったら対応する部署を全部つなげていく事例がある。市がそこをやるべき。市民団体では個人情報等限界がある。【学習支援団体より】
- 団体内に行政のメンバーが1人でもいると活動しやすい。【こども食堂、主任児童委員より】
- 市にこういった活動団体があることがあまり知られていないと思う。支援の必要な人が適切など所に結び付いていないと感じる。【学習支援団体より】

支援等のあり方

- 見守りにはたくさんの目が必要だと感じる。こども食堂、学習支援など、多くの人が気にかけることがまずは大事。【主任児童委員より】
- 人とのふれあいは、昔は口コミ、今はSNS。便利だが、かえてつながることができない人がいる。【主任児童委員より】
- 乳幼児の保護者は、子育て支援センター、子育てひろばなどの行き先もあって悩みを解決できることがある。そこに来られない保護者がいるのではないか。【主任児童委員より】
- ボランティアの人が増えてきていてありがたい。今は食材配布中心だが、こどもと直接交流する機会も大事と思い、勉強も教えている。【こども食堂より】
- 課題があると思われる当事者の保護者にも何か理由があると思う。普通に話しかけ、普通に接したほうが良いと考える。地域の人も優しい気持ちを持ってくれると嬉しい。このような活動団体が広まっていくとよい。【こども食堂より】
- 皆が壁を作らずに過ごすことがよい。配慮ばかりに気がいってしまうと、ほどよいおせっかいができない。前向きな交流に対してためらいを持ちやすい時代。コミュニケーションが怖い人が取り残されている現状があるのではないか。【こども食堂より】

こどもや家庭への支援の障壁

- 「個人情報の壁を感じる」が挙手で10名。
- 「家庭の問題にどこまで踏み込んでよいのか判断できない」が挙手で12名。
- 髪の毛が目の下まで伸びている子どもなど、本人がそれでよいと思っているのか、家族がそれでよいと思っているのか、判断がつかないことがある。【学習支援団体より】
- 学習支援で、プリントを作って、勉強した結果を親に見せるよう言ったが、見せてないのか、親が見ようとししないのか。結果的にやめていくという事例があった。【学習支援団体より】

こども・家庭と接する時に心がけていること

- 昨今は、服装に季節感がなくなっており、好んで季節外れの服装をしている場合があるため、様子を見るようにしている。【事前アンケートより】
- 来訪された親子には必ず声かけをして、困っていることを気軽に話せるような雰囲気を作っている。食料配布を希望された方には、不定期に連絡してもよいことを伝えている。【事前アンケートより】

- あまり踏み込まないようにしている。聞きたいことがあっても、追及するより、話してもらえ
ような雰囲気気を遣っている。【学習支援団体より】
- その家庭が貧困状態なのか母子家庭なのかなどには気を付けている。【学習支援団体より】
- 服装が汚れている時なども、周りの子どもがその子をどう見ているか、そのこども自身がど
う感じているかに気を遣うようにしている。【学習支援団体より】
- 保護者も、自分の悩みや課題を知らない人の方が話をしやすいということもある。敢えて課
題について聞かないこともある。【学習支援団体より】

活動を続けていく上での課題：①活動の拠点・場所・施設等

- 学習支援活動の会場の優先的な使用に配慮してもらえると助かる。【学習支援団体より】
- 約90世帯近くの食料配布をしており、保管する倉庫があればと思う。【こども食堂より】
- 市内に学習支援を実施している場所が少ないという声がある。【学習支援団体より】

活動を続けていく上での課題：②活動に関わるスタッフ・人材確保等

- 10人くらいで学習支援活動を実施。1対1での指導が理想だが、1対多数で対応。受講の希
望は増えているが教えるスタッフがいない。【学習支援団体より】
- スタッフにはボランティアの人と、職員で給与の発生する人がいる。ボランティアの力が必須
だが、無償・有償の人が混在することでボランティアの人のモチベーションに影響があるよう
に感じる。【こども食堂より】
- これまでボランティアで成り立っていた部分がこの先は難しいのではないかと思うこともある。
【こども食堂より】
- 少ない人数でやれるように工夫をしている。例えばこども同士が教えあう、中学生が小学生
に教えてあげるなど。こどもの自主性や教える子も自分がよく覚えられるといった良い点も
あるが、限界はあるのでスタッフ募集は続けている。【学習支援団体より】
- ボランティアの人は多くいるが、高齢者ばかりなので若いボランティア参加者がほしい。【こど
も食堂より】
- 障がい者のボランティア活動がなくなって、新しい活動を始めたが、参加者に元の活動の輪
があり、新しい人がそこに入るのか難しい。【こども食堂より】

活動を続けていく上での課題：③活動に関わる費用・経済的な問題等

- 学習支援で市の補助金を4回もらっていたが終わってしまった。外部の資金がないと成り立
たず、年間10万くらいは市民カンパをもらっている。【学習支援団体より】

第5節 白井市におけるこども・若者を取り巻く課題

本市の統計データやアンケート調査、ワークショップ等から、こども・若者、子育て当事者を取り巻く主な課題を次のように捉えています。

1 「こども・若者」を取り巻く課題

(1) こどもの権利の保障

こどもが成長するにあたり、その大前提として、こどもの権利が守られ、常にこどもの最善の利益が尊重されることが必要です。こどもの自己肯定感や幸福感について、アンケート調査では、「自分のことが好き」と感じる割合が増加し、また、「幸せ」と思うこどもの割合は多い状況ですが、そう感じないこどもも一定数います。

こどもの権利をこども自身が知るとともに、社会全体に広く浸透させ、すべてのこどもが幸せを感じられる社会を目指していくことが必要です。

(2) 生まれ育った環境に関係なく、夢や希望が持てる環境づくり

こどもの充実した生活や心身の健やかな成長は家庭、学校、地域の人々との交流の中で、高まっていくと考えます。こども・若者のワークショップでは、「学校を使って地域の人も楽しめるイベント」「梨を活かした環境教育」「自然とふれ合う体験」などの意見がありました。

心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来に希望を持てるよう、多くの時間を過ごす家庭や学校生活の充実とともに、大人になる過程で様々な遊びや体験活動の機会を確保・創出し、こども自身が自ら育っていく力が養われる環境をより整えることが必要です。

(3) 安心して過ごせる居場所の充実

地域社会とのつながりの希薄化により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会などがなくなり、孤立化してしまうことが懸念されます。こどものアンケート調査では、「一番好きで、ほっとできる場所」は「自宅」が最も多く、次いで「友だちの家」となっています。一方でそのような場所がないこどもや、悩みごとを相談できる人がいないこどもがいます。

悩みを抱えるこども・若者を支援する居場所とともに、ワークショップで意見があったスポーツなどの楽しめる居場所など、居場所の選択肢を増やすことが必要です。

(4) ライフイベントへの支援の充実

本市においても、人口減少、少子化が進んでおり、持続可能な社会をつくっていくためには、世代が循環しながら、若い世代が地域社会の中で活躍していくことが不可欠です。

こども・若者のワークショップにおいて就労や結婚に対し、「市内で働ける場所をつくる」「しろい起業塾創設」「出会いの場をつくる」「子育て期に白井市へ帰ってもらえるようにする」などの意見がありました。若者が自身の将来の進路に明るい見通しをもち、進学や就職、結婚などの人生におけるライフイベントに対し希望がかなえられるよう、支援が必要です。

2 「子育て当事者」を取り巻く課題

(1) 保健・医療の充実と子育ての悩みへの支援

妊娠期から出産、幼児期の子育ては不安が多い時期となるとともに、こどもの人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期となります。

市統計データでは、初めて出産を迎える方は約4割おり、母子の心身の健康に向けたきめ細かい保健・医療の支援が重要となります。また、アンケート調査では、子育ての悩みなどについて「気軽に相談できる人がいない」という保護者が一定数いることから、地域において孤立し、悩みを抱えてしまうことがないよう、子育て当事者一人ひとりに寄り添った相談支援の充実が必要です。

(2) 多様な教育・保育ニーズへの対応、子育てを楽しめる環境づくり

本市におけるこどもの人口は減少していますが、幼少期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。保育所等においては、こどもの幼児期の成長に欠かせない教育・遊びの充実や特別な支援が必要な子どもへの対応を含め、教育と保育を一体的に提供する認定こども園やインクルーシブ保育の充実が求められます。一方、市統計データでは、子育て期と考えられる30代前半でいったん仕事を離れて子育てをしている状況があることから、家庭での保育や教育に対する支援も必要です。

また、保護者へのアンケート調査において、「市に期待する子育て支援の充実」では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」を求める声が多く、不安や悩みの解決に対する支援だけでなく、子育てが楽しめる場所の充実も必要です。

(3) 支援が必要な子どもや家庭に対する支援体制の強化

本市の統計データにおいて、児童虐待の対応件数は、近年、横ばいで推移していますが、対応内容は複雑化しています。さらに、本来、大人が担う家事や介護等をこどもが家庭で担い、こどもらしい生活を送ることができない「ヤングケアラー」が社会的に問題視されており、学校や地域等と連携して早期発見し、家庭への支援とともに、こどもの権利を守るための取り組みが求められます。

また、特別な支援や配慮を必要とするこども・家庭が増加傾向にあることから、地域で安心して希望する生活を送ることができるよう、経済的負担の軽減による支援や専門機関と連携した総合的な相談支援体制の充実が必要です。

(4) 地域全体で子育てを支える環境づくり

子育ては家庭が基盤となりませんが、家庭での養育が困難な子どもには、できるかぎり家庭と同様の養育環境や、成長に欠かせない様々な体験の機会等を確保するなど、地域の目でこどもを見守り、子育て家庭を地域社会全体で支えることが重要です。

地域で活躍する子育て支援市民団体等へのインタビュー調査では、「学習支援の応募者が増えている」「食材配布希望者が増えている」などの意見があり、行政と市民団体、事業者等が連携した幅の広い支援が求められます。そのためには、地域で子育て支援活動をするボランティア等の人材育成、活動場所確保や運営費への支援も必要です。

第3章 めざすまちの姿

第1節 めざすまちの姿

本市では、前計画「しろい子どもプラン」において、めざすまちの姿を「白井市第5次総合計画」の戦略の柱の一つである「子育てしたくなるまち」と設定し、その取り組み目標である「子育て世帯を地域全体で支え、のびのびと楽しく子どもを育てられる環境づくり」を掲げ、保育機会の確保、子育てに係る経済的負担の軽減、地域での親子の居場所づくり・支援の仕組みづくり、個性に応じた生きる力を育む教育などの取り組みを推進してきました。

本計画は、これまでの18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、令和5年4月1日に施行された、こども基本法(こども大綱)に基づき、20代や30代までの若者への支援も新たに対象としています。

このことから、「こども」「若者」の視点に立つとともに、これまでの「子育てしたくなるまち」を継承した「子育て当事者」の視点も含み、地域社会全体がつながり、支えあい、将来にわたりこどもたちが、それぞれの希望に応じた”幸せな状態”の好循環を生んでいくことが大切であると考えます。

これらを踏まえ、本計画におけるめざすまちの姿を、次のように定め推進していきます。

しろいこどもプラン（白井市こども計画）におけるめざすまちの姿

**“オールしろい”でつなぐ
こどもの幸せ（ウェルビーイング）**

それぞれのウェルビーイング

こども（0歳～17歳）	誕生前から乳幼児期、学童期、思春期まで、こどもの権利が守られ、家庭や地域の支援と各成長段階における様々な体験により、こども自らが健やかに成長し、幸せとを感じる状態
若者（18歳～30歳代）	自らの価値観や生き方を確立させながら、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントに対し、自身が希望する進路を実現し、幸せとを感じる状態
子育て当事者	子育てへの不安や孤立感、仕事との両立等に悩むことがなく、こどもを育てる喜び、こどもが育つ喜びがあり、幸せとを感じる状態

第2節 施策の展開

めざすまちの姿を実現するため、「ライフステージ別の支援の展開」、「ライフステージを通じた支援の展開」、「子育て当事者への支援」の3つの分野により、具体的な取り組みを実施していきます。

めざすまちの姿

“オールしろい” で つなぐ こどもの幸せ（ウェルビーイング）

分野	施策の方向	事業分野
ライフステージ別の支援の展開	1 こどもの誕生前から 幼児期までの支援	1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保
		2 こどもの成長の保障と遊びの充実
	2 学童期・思春期での 支援	1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実
		2 こどもの居場所づくりの推進
	3 青年期での支援	1 就労のための支援
		2 結婚を希望する方への支援
		3 若者やその家族に対する相談体制
	ライフステージを通じた支援の展開	1 困難を抱えるこどもや家庭への支援
		2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
3 こどもの貧困対策		
4 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護		
5 こども・若者の安全確保		
子育て当事者への支援	1 経済的負担の軽減	
	2 地域子育て支援・家庭教育支援	
	3 共働き・共育での推進	
	4 ひとり親家庭への支援	

第3節 事業の一覧

事業番号	事業名	担当課	掲載ページ
1	こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）	子育て支援課/ 健康課/保育課	
2	出産・子育て準備講座	健康課	
3	妊産婦健康診査	健康課	
4	乳児健康診査	健康課	
5	乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう訪問）	健康課	
6	乳児子育て相談	健康課	
7	幼児健康診査	健康課	
8	心理発達相談	健康課	
9	予防接種	健康課	
10	乳幼児期までの保健に関する啓発	健康課	
11	伴走型相談支援	健康課	
12	新生児訪問	健康課	
13	産後ケア	健康課	
14	ママヘルパー派遣 （養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）	子育て支援課	
15	休日・夜間診療の推進	健康課	
16	医療機関情報の提供	健康課	
17	待機児童対策事業	保育課	
18	公立保育園での産休明け保育の実施	保育課	
19	延長保育事業	保育課	
20	一時預かり事業	保育課	
21	病児・病後児保育事業	保育課	
22	私立保育園等への補助	保育課	
23	教育・保育の一体的提供	保育課	
24	インクルーシブ保育（教育）の推進	保育課	
25	子育て短期支援事業	子育て支援課	
26	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	
27	こども誰でも通園制度	保育課	
28	地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）	保育課	
29	母子保健推進員活動	健康課	
30	子育て親子のたまり場事業	子育て支援課	
31	ふれあい事業	子育て支援課	
32	親子教室	子育て支援課	
33	家庭教育事業	生涯学習課	

事業番号	事業名	担当課	掲載ページ
34	図書館こどもサービスの充実	文化センター	
35	こどもの遊び場の整備	子育て支援課	
36	子育て支援の情報提供	子育て支援課/ 健康課	
37	生活困窮者自立支援 (白井市暮らしと仕事のサポートセンター)	社会福祉課	
38	外国人支援	企画政策課	
39	教育の情報化推進事業	学校政策課	
40	地域人材の活用	学校政策課/ 教育支援課	
41	平和教育事業	教育支援課	
42	青少年国際交流	教育支援課	
43	補助教員の配置	学校政策課	
44	特別支援教育事業	教育支援課	
45	生活習慣病(小児)予防検査	教育支援課	
46	学童期・思春期の保健に関する啓発	教育支援課	
47	思春期課題への取り組み	教育支援課	
48	就学相談事業	教育支援課	
49	教育相談事業	教育支援課	
50	教育支援センター	教育支援課	
51	いじめの防止	教育支援課	
52	人権教室の開催	市民活動支援課	
53	こどもの居場所づくり支援事業	子育て支援課	
54	児童育成支援拠点事業	子育て支援課	
55	学校図書館等の教育機関との連携	文化センター	
56	こども向けプラネタリウムの投映	文化センター	
57	放課後児童健全育成事業	保育課	
58	放課後子ども教室の充実	生涯学習課	
59	若者就労支援事業	産業振興課	
60	創業支援事業	産業振興課	
61	ライフデザイン事業	関係各課	
62	赤ちゃんとふれあう機会の提供	子育て支援課	
63	結婚応援事業	関係各課	
64	結婚新生活支援事業	関係各課	
65	ニート・ひきこもり相談会	生涯学習課	
66	こども発達センター事業	障害福祉課	
67	基幹相談支援センター事業	障害福祉課	
68	心身障がい者一時介護料助成	障害福祉課	
69	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	障害福祉課	
70	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金	障害福祉課	

事業番号	事業名	担当課	掲載ページ
71	福祉タクシー助成	障害福祉課	
72	学習支援事業	子育て支援課	
73	こども・若者体験会	市民活動支援課	
74	こども・若者の活躍機会の仕組みづくり	関係各課	
75	こども・若者の活動の場整備	都市計画課	
76	保護者就労支援事業	産業振興課	
77	子育て支援事業等利用助成事業	子育て支援課他	
78	就学援助費	学校政策課	
79	特別支援教育就学奨励費	学校政策課	
80	こども家庭センター事業（家庭児童相談支援）	子育て支援課	
81	家庭等における暴力対策ネットワーク会議 （要保護児童対策地域協議会）	子育て支援課	
82	子育て世帯訪問支援事業	子育て支援課	
83	親子関係形成支援事業	子育て支援課	
84	学校等と連携したヤングケアラーの把握と支援	子育て支援課	
85	こども自身が相談できる体制の提供	子育て支援課	
86	こどもの権利の啓発	子育て支援課	
87	情報化社会の進展に伴う安全対策	教育支援課	
88	防犯パトロール	市民活動支援課/ 関係各課	
89	防犯意識の高揚	市民活動支援課	
90	学校安全対策	学校政策課/ 教育支援課	
91	交通安全教室	市民活動支援課/ 学校政策課	
92	妊婦のための支援給付	健康課	
93	子ども医療費助成事業	子育て支援課	
94	養育医療費助成	子育て支援課	
95	ひとり親家庭の医療費助成	子育て支援課	
96	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	
97	公共施設のバリアフリー	各施設担当課	
98	両親で協力して行う育児の啓発	健康課	
99	性別にとらわれない家事・育児参画の推進	市民活動支援課	
100	労働相談	産業振興課	
101	ひとり親家庭自立支援員による相談	子育て支援課	
102	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び 高等職業訓練促進事業	子育て支援課	

第4章 ライフステージ別の支援の展開

第1節 こどもの誕生前から幼児期までの支援

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたり身体的、精神的、社会的に幸せに成長していくための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

多くの時間を過ごす家庭や地域の環境は多様ですが、それぞれの多様性を尊重し、保護者の子育てを支え、こどもの置かれた環境等に十分に配慮しながら、すべてのこどもがひとしく、健やかに成長することができ、幸福な生活を送ることができるように支援の充実に取り組みます。

1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保

産前産後から子育て期を通じた保健対策

1 こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）

○安心して妊娠、出産、育児ができるようにするため、妊産婦や乳幼児の保護者等に対し、保健師や子育てコーディネーター、保育コンシェルジュ等が市の窓口及び子育て支援機関等において、切れ目のない一体的な相談支援を行う。

子育て支援課/健康課/保育課

2 出産・子育て準備講座

○妊娠・出産に関する知識の提供や参加者同士の交流等を行うため、妊産婦やその家族を対象としたイベント・講座を実施する。

健康課

3 妊産婦健康診査

○妊婦の健康管理の充実を目的に、契約医療機関において健康診査を実施し、受診を促すため、健康診査費用の一部を助成する。産婦の健康診査の実施について検討する。

健康課

4 乳児健康診査

○発育・発達の確認と疾病等の早期発見のため、契約医療機関において健康診査を実施する。

健康課

5 乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう訪問）

○育児不安の軽減を図るため、生後3～4か月の乳児のいる家庭に母子保健推進員・保健師等が訪問し、乳児及び保護者の子育ての状況を伺うとともに、子育て情報の提供を行う。

健康課

6 乳児子育て相談

○育児不安の軽減を図り、乳児の健やかな成長を支援するため、3～4か月児及び9～10か月児の保護者を対象に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等による講話や相談を行う。

健康課

7 幼児健康診査

○疾病などの早期発見や育児相談により、幼児の健康の保持及び増進を図るため、1歳6か月健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査を行う。

健康課

8 心理発達相談

○こどもの発達に関して不安や悩みを持つ保護者の育児を支援するため、心理発達相談員による個別相談や集団での教室を実施する。

健康課

9 予防接種

○感染症予防のため、予防接種法による定期予防接種を実施する。また、接種率向上のために勧奨や啓発等を行う。

健康課

10 乳幼児期までの保健に関する啓発

○妊娠、出産、育児に関する正しい理解を深めてもらうため、子育て応援アプリやホームページ等で啓発を行う。

健康課

出産・産後支援の充実

11 伴走型相談支援

○全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるようにするため、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。

健康課

12 新生児訪問

○新生児の健やかな成長と育児支援のため、新生児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、保健指導を行う。

健康課

13 産後ケア

○産婦の心身の安定及び育児不安の軽減を図るため、母子の心身のケアや育児サポートなどを行う。

健康課

14 ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）

○体調不良などで日常生活に支障のある妊婦及び産後8週以内の産婦の身体的・精神的負担を軽減するため、ヘルパーを派遣し、育児指導、家事等の産後の生活を支援する。

子育て支援課

地域医療体制の確保

15 休日・夜間診療の推進

○休日や夜間などでも安心して診療が受けられるようにするため、医療体制の充実に努める。

健康課

16 医療機関情報の提供

○保護者が必要な医療機関情報を得ることができるようにするため、健康カレンダー、子育て応援アプリ、ホームページ等により、医療機関の情報を提供する。

健康課

2 こどもの成長の保障と遊びの充実

幼児期の教育・保育の充実

17 待機児童対策事業

- 深刻な保育士不足のなか、保育を支える人材を確保し、既存の保育所等の受け皿を維持するため、官民連携の取り組みである「保育士の魅力ある働き方の推進」による保育士の働きやすさや、保育士の処遇改善を推進し、保育士の確保、流出防止に努める。
- また、待機児童が発生しやすい3歳未満児に対応するため、幼稚園の認定こども園への移行を推進する。

保育課

18 公立保育園での産休明け保育の実施

- 産後休暇直後に復帰する保護者の乳児を保育するため、生後 57 日目からの保育を、公立保育園で実施する。

保育課

19 延長保育事業

- 保育認定を受けた乳幼児が、通常の利用日や利用時間以外でも必要に応じて保育を受けることができる体制を整えるため、保育所等において、延長保育を実施する。

保育課

20 一時預かり事業

- 保育所等を利用していない家庭において、保護者の病気や仕事の都合等により一時的に保育が必要になった場合や、保護者の子育て負担を軽減するため、乳幼児を公立保育園等において一時預かり事業を実施する。
- こども誰でも通園制度の実施に併せて、保護者の費用負担について、検討を行うとともに、実施場所についても事業者と協議を進める。

保育課

21 病児・病後児保育事業

- 保護者の子育て及び就労等の両立を支援するため、白井聖仁会病院で病児保育、鎌ヶ谷総合病院で病後児保育(いずれも鎌ヶ谷市と広域協定)を実施する。

保育課

22 私立保育園等への補助

- 私立保育園等の安定的な運営と保育の質の向上を図るため、公定価格に含まれない費用や、特別な支援が必要な乳幼児の受け入れのための加配職員に係る費用の一部など私立保育園等の運営費の一部を補助する。
- 私立幼稚園の教育環境の充実を図るため、幼稚園運営者に対しては運営費の一部を補助する。

保育課

23 教育・保育の一体的提供

- 乳幼児が、保護者の就労の有無に関わらず幼児教育を受けられるよう、幼児教育と保育の一体的な提供を推進する。
- 既存の幼稚園や保育所の一部について教育・保育の一体的提供のため、認定こども園への移行支援を行う。

保育課

24 インクルーシブ保育（教育）の推進

- 保育所等において、乳幼児の国籍や障害の有無にかかわらず、様々な背景を持つ乳幼児が個々に必要な支援を受けることができるようになるため、その環境を整備する。

保育課

家庭での子育てへの支援

25 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難になった乳幼児を保護するため、適切な児童養護施設等への入所や必要な保護を行う。また、親子入所等支援の拡充を検討する。

子育て支援課

26 ファミリー・サポート・センター事業

- 育児に困ったときのサポートをするため、育児の援助を受けたい人と援助を行う人との会員同士による助け合いにより、こどもの預かり・保育施設までの送迎等の支援をする。

子育て支援課

27 こども誰でも通園制度

- 0歳6か月から2歳の保育所等に通っていない乳幼児を対象に、子育て家庭の保護者の孤立感や不安感を軽減するため、全ての乳幼児の育ちを応援し、保護者の就労要件など目的を問わず利用できるこども誰でも通園を実施する。

保育課

28 地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）

- 保育所等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 地域住民が気軽に利用できる子育て支援拠点事業での交流や相談などを通じ、必要に応じて、個別相談やこども家庭センターと連絡調整を行うなど、こども家庭センターの機能を補完するため、必要な支援につなげる。

保育課

29 母子保健推進員活動

- 子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の軽減を図るため、交流の場の開催や「おめでとう訪問」などを通じて、市と連携して子育てしやすい地域づくりを行う。

健康課

30 子育て親子のたまり場事業

- 子育て親子が気軽に集い、交流が図れるようにするため、児童館での活動の場を充実させる。

子育て支援課

31 ふれあい事業

- お年寄りと児童等の異年齢の交流や親睦を図るため、地域の古きよき伝統文化を学び伝える場を提供する。

子育て支援課

32 親子教室

- 親子のコミュニケーションづくりを支援するため、地域とのつながりを深め、仲間づくりを促す。

子育て支援課

33 家庭教育事業

- 全ての教育の原点は家庭教育に始まるという視点から、家庭教育の重要性の周知と意識の向上を図るため、家庭教育講座の開催、家庭教育通信の発行などを行う。

生涯学習課

34 図書館こどもサービスの充実

- 図書館の利用促進及び読書普及を図るため、こどもを対象とした集会行事や推薦図書の展示等を行う。

文化センター

35 こどもの遊び場の整備

- こどもたちに身近な遊び場を提供するため、需要に応じた遊び場の環境整備に努める。

子育て支援課

36 子育て支援の情報提供

○子育て世代が必要な子育て支援情報を得られるようにするため、SNS等を活用し、様々な子育て支援情報やこどもの活動に関する情報を一元化して提供する。

子育て支援課/健康課

特別な配慮を必要とするこどもへの支援

37 生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）

○生活や仕事に関する相談に対応するため、利用できる制度等の情報提供を行ったり、関係機関等と連携して、経済的・社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。

社会福祉課

38 外国人支援

○外国人家庭やそこに属する子どもに対し、言葉や生活習慣の違いによる不安を減らすため、外国人相談、日本語教室などを行い、安心して快適な生活ができるよう支援する。

企画政策課

第2節 学童期・思春期での支援

学童期は、身体も心も大きく成長する時期です。自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、集団生活で直面する様々な課題に自らが取り組んで達成する成功体験を重ねていける環境を整えていくことが重要です。

思春期は、心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中で、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。

学童期・思春期のこどもが、学校生活の中で、あるいは地域の多様な居場所や地域の人々との交流の中で、充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長できるように支援の充実を図ります。

1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実

学校生活の充実と地域連携の推進

39 教育の情報化推進事業

○「GIGAスクール構想」に基づき、高速通信ネットワーク及び1人1台の学習用端末や大型提示装置など学校のICT環境を整え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、学校での授業や活動の効果的なICT活用を進める。

学校政策課

40 地域人材の活用

○部活動の地域展開やコミュニティスクールの導入、授業の外部講師等地域人材の活用を通じ、子どもたちの確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成を図るため、地域に開かれた学校づくりを一層推進し、地域・学校・家庭が一体となってこどもの健全な育成を図る。

学校政策課／教育支援課

41 平和教育事業

○市内の中学生が被爆地を訪問し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学び、現地で学んだこと、平和の大切さを、自分で周りの人たちに伝えるため、各学校の全校集会などで活動報告を行う。

教育支援課

42 青少年国際交流

○国際的視野を広め、国際交流推進の担い手となる人材の育成を図るため、中学生の海外派遣を行い、青少年の国際理解を深める。

教育支援課

43 補助教員の配置

○小学校基本科目の基礎・基本の学力定着、学習障がい児の指導など、きめ細かな教育の推進のため、学校補助教員の配置や医療的ケアが必要な児童に対応するための看護師の配置を行う。

学校政策課

44 特別支援教育事業

○障害のあるこどもの一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、未就学児を含む適切な就学相談の実施や就学に係る適切な情報を提供する。また、教育支援委員会開催や教育的ニーズに応じた個別支援学級介助員の配置、専門性の高い巡回指導員による指導・助言等を実施する。

教育支援課

学童期・思春期の保健対策

45 生活習慣病（小児）予防検査

○生徒の健康の保持増進と疾病予防のため、中学生を対象に検査を行う。

教育支援課

46 学童期・思春期の保健に関する啓発

○学齢期・思春期保健の向上のため、学校で食育や歯科口腔保健健康教育等を実施する。

教育支援課

47 思春期課題への取り組み

○小・中学生を対象に正しい知識を習得させるため、性(生)教育や薬物乱用防止の啓発や情報の提供を行う。

教育支援課

9 予防接種【再掲】

○感染症予防のため、予防接種法による定期予防接種を実施する。また、接種率向上のために勧奨や啓発等を行う。

健康課

48 就学相談事業

- 心身に障害のあるこどもの就学及び学校生活などについては、こども自身が相談しづらいと思われるため、そのようなこどもの相談に応じる。

教育支援課

49 教育相談事業

- 家庭生活や学校生活での悩みや課題への対応、いじめ問題の解決のため、児童・生徒及び保護者や教師を対象に、より良い人間関係づくりや充実した生活が送れるように、電話・面談・訪問による相談の支援をする。
- スクールカウンセラーと市教育相談員との連携強化、訪問を主とする教育相談員の活用を推進し、幅広い支援を提供していく。

教育支援課

50 教育支援センター

- 長期欠席など、学校に通えない状態にある児童・生徒に対し、学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるため、学校への復帰及び自立を促す。

教育支援課

51 いじめの防止

- 平成 26 年5月に策定された「白井市いじめ防止基本方針」に基づいて、児童・生徒の尊厳を保持する目的のため、学校や地域住民、家庭、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組む。

教育支援課

52 人権教室の開催

- こどもたちが、自己や、他者の人権を尊重することの大切さについて理解できるようにするため、人権擁護委員と連携し、人権教室を開催する。

市民活動支援課

2 こどもの居場所づくりの推進

地域での多様な居場所づくりの推進

53 こどもの居場所づくり支援事業

○こどもの居場所づくり活動を広げるため、こども食堂や学習支援の地域活動団体に対して補助金や活動場所の確保、情報提供等の支援をする。

子育て支援課

54 児童育成支援拠点事業

○経済困窮や養育の不安など様々な課題を抱え、支援を必要とする児童やその家庭をサポートするため、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等、一体的な拠点事業を実施する事業者への支援を行う。

子育て支援課

55 学校図書館等の教育機関との連携

○学校及び教育機関の学習支援や読書普及のため、団体貸出資料の配達及び図書館担当者との連絡会議等を行い、連携を図る。

文化センター

56 こども向けプラネタリウムの投映

○年齢に応じた季節の星座や話題の天文現象、宇宙の広がりなどを楽しむことができるようにするため、プラネタリウムの投映を行う。

文化センター

放課後児童対策の充実

57 放課後児童健全育成事業

○保護者の子育て及び就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、市内小学校において学童保育を実施する。

保育課

58 放課後子ども教室の充実

○こどもたちの安全・安心な居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のため、地域住民や様々な団体と協力しながら、学校の特別教室で様々な体験活動や交流活動等を実施する放課後子ども教室の新設・拡充を白井市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき進める。

生涯学習課

第3節 青年期での支援

青年期は、成人期へと移行していくための準備期間であり、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

青年期の若者が、自らの価値観や生き方を確立しつつ、進学や就職、結婚などのライフイベントを主体的に選択するために、本人の選択が尊重され、実現できるような支援とともに、悩みごとを抱えている本人や家族の相談支援の充実を図ります。

1 就労のための支援

若者への就労支援

59 若者就労支援事業

- 雇用のミスマッチを抑制するため、若者の就労スキルを向上させ、若者向けの就労支援事業を行い、若者の就労を支援する機関(「わかものハローワーク」や「地域若者サポートステーション」など)と連携を行う。
- 若者と市内事業者のマッチングを支援するため、イベント等で若者に市内事業者の求人情報を提供する。

産業振興課

起業希望者への相談支援

60 創業支援事業

- これから創業を検討している人のため、創業スクールや創業塾等の周知啓発を行うとともに、起業希望者への支援事業を検討する。

産業振興課

2 結婚を希望する方への支援

若者の出会いの機会・場の創出

61 ライフデザイン事業

○若い世代が結婚・妊娠・出産・子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望をもって描き、様々なライフイベントに柔軟に対応できるようにするため、その前提となる知識や情報を学び考える機会を提供する市内の若い世代を対象に講座等を開催する。

関係各課

62 赤ちゃんとふれあう機会の提供

○中高生や大学生を対象に、子育てへの抵抗感を和らげ、子育ての楽しさ等を知ってもらうため、児童館等で赤ちゃんとふれあい体験ができる場の提供を行う。

子育て支援課

63 結婚応援事業

○新たな交流や結婚を希望する若者に対して、県や周辺自治体と連携し、新たな出会いの場の創出を図るため、結婚を応援する取り組みを実施する。

関係各課

結婚に伴う新生活スタートアップへの支援

64 結婚新生活支援事業

○若い世代が安心して結婚し、市内で結婚生活が送れるため、新生活に係る経済的支援を実施し、若い世代の結婚と定住促進を図る。

関係各課

3 若者やその家族に対する相談体制

ニート、ひきこもり等、相談支援体制の充実

65 ニート・ひきこもり相談会

○ニート・ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する若者を支援するため、相談会を実施する。

生涯学習課

37 生活困窮者自立支援（白井市暮らしと仕事のサポートセンター）【再掲】

○生活や仕事に関する相談に対応するため、利用できる制度等の情報提供を行ったり、関係機関等と連携して、経済的・社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。

社会福祉課